

パラリンピック・ふれあいパラスポーツフェスタ等開催事業公募型プロポーザル審査基準

審査項目	評価内容	配点
全体構成	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を円滑かつ確実に実施できる体制・スケジュールとなっているか ・事業内の質・量ともに金額に見合ったものとなっているか。 	10
講演	<ul style="list-style-type: none"> ・特別講演講師は、障害者施策に見識が深く、集客を見込める著名人及びパラリンピアンであるか。 	15
障害者スポーツ・メッセージの発信等	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップが、さまざまな要素を盛り込み、障害や障害のある人への理解を深めるきっかけとなるような内容であるか。 ・障害者スポーツの体験コーナーの設置や障害当事者等によるメッセージの発信が盛り込まれているか。 ・その他手話等に関するイベントやワークショップが魅力的なものになっているか。 	25
マルシェ	<ul style="list-style-type: none"> ・「農福連携」や、農業等に取り組む障害者就労支援事業所を広く知ってもらえるような内容となっているか。 ・販売ブースの作り方は購買意欲がそそられるものになっているか。 	25
PR方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県民へのPRは集客効果が高いものであるか。県民に広くPRできる多角的・継続的な広報であるか。 ・また、参加申込者・団体の募集・決定等の手順が信頼できるものであるか。 ・チラシ・ポスター等の発注に当たって、障害者就労支援施設等を活用しているか。 	15
追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・県から求めている業務内容以上の「その他追加事項」がある場合は、これを勘案し評価する。 	10
計		100